

# 山口県報

平成25年  
8月16日  
(金曜日)

## 目次

公告  
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）……………  
 平成二十五年砂利採取業務主任者試験の実施（新産業振興課）……………  
 教委告示  
 山口県指定無形文化財の保持者の追加認定……………



### (二七八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年九月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年八月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年七月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 島スクエアプラス

代表者の氏名 山本 信夫

主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字西安下庄二七八七番地の一定款に記載された目的

主として山口県東部地域において地域資源を活用して起業や事業承継（以下「起業等」という。）に取り組みとする個人やグループに対して、起業等に必要な知識・技術の習得機会や場の提供、コラボレーションを推進するネットワークの構築等、起業等の支援に関する事業を行うとともに、当該地域の活性化や地域が抱える問題の改善に取り組み、活力ある住みよい地域づくりに寄与すること。

### (二七九) 平成二十五年砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成二十五年八月十六日

山口県知事 山本 繁太郎

一 試験の日時

平成二十五年十一月八日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号

三 受験資格

山口県庁商工労働部一号会議室

四 試験の科目

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

(一) 砂利の採取に関する法令

(二) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

五 受験願書の受付期間

平成二十五年十月四日（金曜日）から同月二十五日（金曜日）まで（郵送の場合

は、十月二十五日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験願書等の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）

七 提出書類

山口県商工労働部新産業振興課

(一) 受験願書

(一) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百円
七部以上十一部以下	二百四十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三一九三三―三三二五)にすること。

平成二十五年八月十六日印刷  
平成二十五年八月十六日発行

発行人 山口県知事



山口県教育委員会告示第二号

山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第二十六条第五項の規定により、次の者を山口県指定無形文化財萩焼の保持者として追加認定する。

平成二十五年八月十六日

山口県教育委員会

氏名	雅号	生年月日	住所
坂倉 正治	新兵衛	昭和二十四年一月三日	長門市深川湯本一四八七